

平成 28 年 6 月 8 日

保護者各位

武蔵越生高等学校
校長 大塚 英男

平成 28 年度 埼玉県補助金・授業料軽減補助の申請について

埼玉県では、県内に在住し県内の私立高校（全日制）へ通学する生徒の授業料・入学金・施設費等の負担を軽減するため、就学支援金の支給に上乗せして補助を行っています。

この度、埼玉県補助金・授業料等軽減補助の申請手順のパンフレットが埼玉県学事課より届きましたので配布いたします。パンフレットをお読みいただき基準に該当するご家庭は必要書類を取り寄せていただき提出期限までに事務窓口にご提出ください。

提出する書類

基準に当てはまる 世帯	生活保護 世帯	家計急変 世帯	提出書類
○	○	○	授業料軽減申請調書（右半分のみ用紙）
○	○	○	世帯全員の住民票（原本）
○	○	○	課税証明書【平成 28 年度】（原本） ※第 2 期以降就学支援金を申請される場合は原本写し（コピー）可 ※配偶者が扶養からはずれている場合はその方の分も必要 ※控除対象配偶者でも 100 万円以上の方は必要 （パンフレットの 2 ページ、市町村民税所得割額の見方参照）
	○		世帯全員の生活保護受給証明書 福祉事務所長が発行したもの
		○	失職、死亡、離婚等の事実の確認ができるもの
		○	健康保険証（コピー）

※任意の封筒に朱書きでクラス・氏名・軽減関係書類在中と記入して下さい。※

【締め切り】 6 月 22 日（水） 期限厳守

【提出先】 事務室窓口

【注意事項】

- ※ パンフレットをよく読み、提出書類に間違いの無いようお願いいたします。
- ※ 提出された書類については、返却できませんのでご了承下さい。
- ※ 兄弟姉妹の方でも各々の書類が必要になりますので、間違いの無いようにして下さい。
- ※ 特別徴収税額通知書及び源泉徴収票は受付出来ません。
- ※ 市町村民税の所得割額は【特別徴収税額通知書】、【課税証明書】等で確認することが出来ます。